

第十回国会 厚生委員会 議録第三十二号

昭和二十六年五月三十日(水曜日)
午後三時十七分開議

出席委員

委員長 松永 佛骨君
理事 青柳 一郎君 理事 丸山 直友君
理事 亘 四郎君 理事 金子 興重君
理事 福田 昌子君
高橋 等君 堀川 恭平君
山村 新治郎君 清藤 唯七君
柳原 三郎君 岡 良一君
堤 ツルヨ君

出席政府委員

厚生技官(公) 山口 正義君
衆議院法務局長(衆議院法務局長) 山口 正義君

委員外の出席者
衆議院法制局参事(第二部長) 福原 忠男君
専門員 川井 章知君
専門員 引地 亮太郎君
専門員 山本 正世君

五月二十九日

理容師法の一部を改正する法律案
(高橋等君外十一名提出、衆法第六八号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

理容師法の一部を改正する法律案
(高橋等君外十一名提出、衆法第六八号)

○松永委員長 これより会議を開きます。

日程に追加して、理容師法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。まず提案者より趣旨の説明を

聴取したいと思ひます。提案者高橋等君。

理容師法の一部を改正する法律案
理容師法の一部を改正する法律案
理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

題名を「理容師美容師法」に改める。

第一条第一項、第四項及び第六項を削り、同条中「理髪」を「理容」に、「理髪所」を「理容所」に改める。

第二条中「理髪師養成施設」を「理容師養成施設」に、「理髪師」を「理容師」に、「更に一年以上の実地習練を経た者は、」を「一年以上の実地習練を経た者であつて更に都道府県知事が行う理容師試験に合格したもの」に改める。

第三条中「更に一年以上の実地習練を経た者は、」を「一年以上の実地習練を経た者であつて更に都道府県知事が行う理容師試験に合格したもの」に改める。

第五条第一項中「理容師名簿」を「理容師名簿及び美容師名簿」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「理容師」を「理容師又は美容師」に改める。

第六条中「理髪師」を「理容師」に、「理髪」を「理容」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

第六條之二 理容師又は美容師は、理容所又は美容所外において、その

業をしてはならない。但し、省令で定めるところにより、特別の事情がある場合には、理容所又は美容所以外の場所においてその業を行うことができる。

第七條中「理容師」を「理容師又は美容師」に改める。

第八條中「理容師」を「理容師又は美容師」に改める。

第九條及び第十條中「理容師」を「理容師又は美容師」に改める。

第十一條を次のように改める。

第十四條の次に次の二條を加える。

第十四條之二 理容師又は美容師は、理容師会又は美容師会を組織して、技術の向上及び施設の改善を図り、会員の指導及び連絡に資することができる。

理容師会又は美容師会は、その

主たる事務所の所在地を管轄する保健所の長に、省令の定めるところにより、設立の届出をするものとする。

二以上の理容師会若しくは美容師会又は美容師会及び美容師会は、連合会を組織することができる。

二以上の都道府県の理容師会又は美容師会を会員とする連合会は、厚生大臣に、その他の連合会は、その地の都道府県知事に、省令の定めるところにより、設立の届出をするものとする。

第十四條之三 都道府県は、都道府県知事の諮問に応じて理容師及び美容師に関する重要事項を調査審議させるため、審議会を置くことができる。

第十五條第一号中「第六條」の下に「又は第六條之二」を加え、同条第四号中「前条」を「第十四條」に、「理容所」を「理容所又は美容所」に改める。

第十七條之二中「理容師」を「理容師又は美容師」に改める。

第二十一條第一項中「理髪師」を「理容師」に、「理容師」を「理容師又は美容師」に改める。

附則

一 この法律は、公布の日から施行する。

二 この法律施行の際、現にこの法律による改正前の理容師法第二条又は第三条の規定により、理容師養成施設若しくは美容師養成施設

において修習中の者又は修習を終えていない者は、昭和二十八年六月三十日までは、なお従前の規定により理容師又は美容師の免許を受けることができる。

三 従前の規定による理容師若しくは美容師の免許を受けた者又はこれを受けた者とみなされた者は、この法律による改正後の理容師美容師法の規定による理容師又は美容師の免許を受けた者とみなす。

四 理容師法特例(昭和二十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「理容師法」を「理容師美容師法」に、「都道府県知事の免許を受けて理容師になることができる。」を「都道府県知事の免許を受けて理容師又は美容師になることができる。」に改める。

○高橋(等)委員 ただいま議題となりました理容師法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。今回改正しようとした理由は、理容師は、本法の施行以来の実績にみまじり、理容師及び美容師の知識技能を向上し、かつ衛生上の措置に万全を期することによつて、公衆衛生の増進をはかるうとするものでありまして、そのため次の諸点について必要な改正を加えた次第であります。次に改正の要点を簡単に申し上げます。

まずその第一点は、理容師及び美容師免許の資格要件に関する改正であります。従来理容師及び美容師の免許

は、養成施設で一年以上知識、技能を習得し、さらに一年以上実地修練を終えたものに対しこれを与えていたのがありますが、これまでの実績にかんがみまして、監督庁においてその知識、技能を検定することは、公衆衛生上欠くべからざるものと考えられますので、この際これらのものに対し都道府県知事の試験を課するように改めた次第であります。

その第二点は、理容師及び美容師の営業は、原則として理容所または美容所において行われなければならないことといたしますとともに、行政庁の指導の完璧を期するため、その開設にあたっては事前届出を必要とするように改めたことでもあります。従来から理容所または美容所の設備を持たずに、出向いて歩く業者の中に、公衆衛生上害心にあたないものが少なくなく、またこれに対する監督も徹底になりがちでありましたので、この際理容所または美容所の設置しなればならないことにいたしましたのであります。もつとも病院の患者または婚礼の衣裳等の場合のように、やむを得ない事情で理容所または美容所に行くことのできない者のために、省令で定めるところによつて出張営業も例外として認められているのであります。

その第三点は、これらの業者に対する指導、監督を民主的に行わしめるために、都道府県において必要と認めるときは、理容審議会または美容審議会を設置することができるよういたしましたものと、これらの業者の技術の向上、施設の改善、その他相互の指導連絡をはかるために、理容師会、美容

師会、またはそれらの連合会を組織することができるようにしたことであります。

最後に、この法律の題名を理容師美容師法と改めたことでもあります。従来法律上、理容師とは理髪師と美容師を含めた呼称でありましたが、世間一般に理容師と申しますと理髪師のみをさすことが普通でありましたので、社会通念に適合するように改めたのであります。なおこの題名の変更は即応して、この法律全般にわたり理髪を理容と改めたため、字句の修正を行つた次第であります。

以上が理容師法の一部を改正する法律案の提案理由及び改正の要点であります。何とぞよろしく御審議の上可決せられんことを希望いたします。

○松永委員長 次に、本案について発言の通告がございますので、順次これを許します。丸山委員。

○丸山委員 この法案につきまして、私は、私も提案者の一人でございますので、この際政府に対してお考えをただしておきたいことがあります。それは、この法律の二条及び三条におきまして、実地習練をなす場合に、その実地習練について必要な規定は省令でこれを定めるといふようにしてあるのでございます。この省令の内容でございますが、この立法の趣旨は、実地習練につきましましては、その実地習練を受けようとする者が、自分の父兄等がその業務を営んで、理容所あるいは美容所というものを経営している場合においては、その親元において実地習練をやるというような便宜のものにしたという趣旨を念頭としてこの立法をしてあるのでございしますが、省

令の規定においてそういうふうなことをなされる御用意があるかないか、それが第一点であります。

次に、第九条におきまして、毎年二回以上結核、トラホーム及び皮膚の疾病について、行政庁の行う健康診断を受けなければならないという箇条があるのではありませんか。この趣旨は、こういう接客業者と申しますものは、他の健康なお客さんにこういうような疾病を伝染させる機会が非常に多いので、特にそういうふうな健康診断を受ける機会を多くする趣旨でこれをつくつたものでございします。しかし一方、先般決定されました結核予防法において、こういうふうな接客業者に対するところの定期的な健康診断、あるいは定期以外の健康診断というものをさらに定められておるのであります。これと重複いたしますと、毎年二回以上という趣旨は、三回あるいは四回というふうにも解釈せられますが、この立法の趣旨は、実は毎年総計が二回以上になればよろしいという趣旨でございまして、このうちの一回は少くとも結核予防法において行う結核健康診断というふうな趣旨で立法しておるのでございします。従つてこの法律に定める健康診断の規格と申しますか、基準と申しますか、それは結核予防法における基準と同一なものでなければならぬと思つております。従つてこの法律の省令を出される場合において、その点を明記していただきたいというのを私は期待しておるのでございしますが、その点に対する御意見を承りたいのであります。

第三点は、ただいまこの法律の内容につきましまして、控室において陳情を受けておられるのを横で聞いておりましたところ、第二条及び第三条において、養成施設という言葉が使つてございします。これは当然養成施設でございします。厚生大臣の指定するものは、その名称は養成所ではなくてはならぬわけでありまして、お話を聞いておりますと、現に理容師学校あるいは美容師学校という名称を使つておられるのであります。およその学校という名称は、学校教育法によつて定められたものであつて、文部大臣の指定するものでなければ学校という名称を使うことができないことは、これは法律上明瞭であります。そういうものに對して、理容師養成所、美容師養成所という名称を使わないで、現に学校という名称を使つておられるものがあるということを聞いたのでありますが、こういう事実に対しては御承知がおりますか、いかがでございしますか。あるということがはつきりいたしておりますならば、これに対するお取締りに對してどういう見解をお持ちになつておられるか、御返事願ひしたいと思います。

○山口(正)政府委員 ただいまの丸山議員の御質問の第一点、実地習練の場合に、ただいまお説のように、どこで実地習練を行つてもいいというふうなことにしたいと存じております。そのように省令の措置をいたしたいと考えております。

第二の点、本法によります健康診断と結核予防法によります健康診断との重複の点につきましては、先般結核予防法を御審議いただきましたときにも

御説明申し上げましたように、他の法令で健康診断を実施し、しかも結核予防法で定められた健康診断の基準に従つて実施いたしました場合には、結核予防法によつて実施したもののみならず、このことで、重複を避けるようにいたしております。従いましては、御指摘のように、本法によります健康診断は、結核予防法で要求しております結核に関する健康診断と同じような項目を実施させますように措置をとりたい、こういうふうな考えでおります。

第三の点につきましては、詳細調査いたしましたので、適当に処置をいたしたいと思つております。

○松永委員長 次は提案委員。

○提案委員 局長にお尋ねいたしますが、ただいまの厚生省令によるところの養成施設というものが実際に實行しておりますところの養成の実態であります。これにつきまして少し詳しく御説明をお願いしたいと思います。

○山口(正)政府委員 養成施設につきましては、理容師法施行規則、すなわち省令によりまして、施設に關しましてする基準その他を規定いたしまして、その養成の実施をいたしてはいるわけでございます。その省令で定めまものは、都道府県知事がこまかい点を定めまして、実施をいたしているわけでございます。

○提案委員 私の質問の仕方が少し悪かつたかもしれませんが、私が伺いたしたのは、養成施設の実態、これを少しお聞きしたいのでございします。

○山口(正)政府委員 全国で現在養成施設が六十一箇所ございします。その数

育の科目及び時間数は次の通りでございます。衛生法規大意につきましては七十時間以上、消毒法七十時間以上、公衆衛生学百四十時間以上、物象大意七十時間以上、生理衛生学二百時間以上、理容大意四百二十時間以上、実習三百五十時間以上、合計千三百三十三時間以上。以上のような科目及び時間数によつて養成を実施いたしております。

○提委員 もう少しお聞きいたしたいのですが、たとえばこの科目を受持つところの指導者の資格などについて、もう少し御説明願いたいと思います。

○山口(正)政府委員 省令あるいは通牒によりまして教員の資格は別に指定いたしておりますが、大体指定いたしましたときには、教員は中等学校以上の卒業者であつて、指導能力のある者というふうな指導をいたしております。なお教員の数は五人以上とし、うち五分の二以上二人以上はこれを専任とするものであるというふうな一応の基準を設けて、養成をいたしております。

○提委員 この六十一箇所の養成施設について、厚生省は絶えずこれを監督し、指導なさつておられることと承知しておりますが、この六十一箇所の養成施設についてどういふ見解を持つておられるか、また実態はどうかということをお聞きしたい。

○山口(正)政府委員 できるだけ私の方で全部まわるようにして、指導監督をいたしておりますが、場合によりましては手がまわりませんために、地方庁に依頼して指導してもらつてゐる場合もございます。おおむねこの施設は良好にはなつて来ておりますが、しか

はまだ十分完全というところまでにはなつておりません。

○提委員 ただいま手がまわらないので都道府県にその監督を依頼しておるところもあるし、局長のお考えではまだこれが十分でないというところの御所見でございましたが、私の見解をいたしましては、この六十一箇所の養成施設には今日非常な問題があると思つておるのであります。りつばな施設を持つて、内容も運営におきましても非常に美容師を養成するにふさわしい学校もないとは申しませんが、しかしか

えて美容師の養成所といわれる言葉でもつてこのごろいふ「非難をこうむつておりますが、これは厚生省の指導の不行き届きもありましようし、また監督の不行き届きもあるのではないかと思ひます。また業者自体の考えが非常によろしくないというふうな原因なども相寄りまして、六十一箇所の養成施設のうち、ほんとうに面目を落すやうな、ほんとうにこの省令通りやつておる良心的な養成所は非常に少い、私はかように拝見いたしておるのでござい

ますが、この玉石混淆の現在の養成施設に対して、ただ不十分であるということの局長のお考えだけでは少し納得行きかねるものがあるのでもございまして、もう少し局長から、この六十一箇所の養成施設に対するところの今後の方針に対して聞かしていただきたいと思ひます。

○山口(正)政府委員 全国六十一箇所の養成施設に対しまして一斉調査を、現在府県を通じて実施いたしておりますが、近くその状態が判明いたしますので、それに対して指導を加えて、

改善すべきところを改善するようにして参りたいと思ひますし、今後ともできるだけ係官を各地に派しまして、改善するように指導して行きたい、そういうふうな考えでおります。

○提委員 最近それを調査なさつて、今後しかるべき手を加えたいという御答弁でございしますが、この美容師並びに美容師の養成施設に対するところの批判は、今に始まつたものでございせん、ここに非常に多くの問題を持つておるのであります。今度の改正にあたりまして、美容師並びに美容師の養成施設を卒業いたしました、イン

ターンをやり、そしてさらに都道府県知事が行うところの美容師試験並びに美容師試験に合格した者が、初めて資格を得るということになつておりますが、こういう項目を盛りなければならぬというところの根拠には、この玉石混淆の案にふしだらな養成所を卒業した、一人前でないところの美容師並びに美容師がきつておる現状というものが非常に問題となつて、こういう法律の改正に相なつて、こういう項目を提案者は盛り入れたのであらうと思ひます、けれども、しかしまじめに養成所を運営しておるところの良心的な学校におきましては、一人前の美容師を養成し得ないというところの、非常に権威にかかるところの問題になると思ひますので、私はこの傾向を非常に問題にいたしておるのでござい

ますが、局長のこれに対するところの御見解を伺ひたい。

○山口(正)政府委員 美容師の養成施設に対しまして監督が不十分だというおしかりを受けたのでございしますが、この点につきましては、ただいま申し上げ

げましたように、今後十分改善し、指導するようにして参りたいと思ひます。ただいま御質問のように、厚生大臣の指定した施設を卒業して、さらに試験を受けるというところの可否につきまして、政府当局としてどういふふうに考えておるかという御質問でございしますが、私も似たしましては、美容師、美容師の資質の向上という点から考えまして、試験を実施され、それから優秀な美容師、美容師が世に出られるというところは、公衆衛生の立場から非常に歓迎すべきことだ、そういうふうな考えでおります。現段階におきましては、美容師養成施設にまだ不十分な点がございますので、こういうふうな試験制度を設けられるということではないかというふうな考えでおります。ただ将来すべての養成施設が十分に完備されまして、試験をせなくともいいというふうな状態が出るよう

でございしますれば、またそのときには考えていただかなければならないのではないかとこのように考えます。ただもう一つ、美容師養成施設の指定も、あるいは試験も、国家事務でございしますが、受験者の便などから考えて、この試験を都道府県に委任して行わせるというふうな方法が適当ではないか、そういうふうな考えでおります。

○提委員 御存じの通り、今の社会におきまして、婦人が非常に社会的に進出して参りました。婦人の職業の中でかなり経済的にも有利であり、そして社会的地位においても、婦人が入るに値するの生活を確保する上において非常にいい職業であると思はれるものに、この美容師と洋裁師が最近是最適ではないかと私は思ふのであります。

が、この美容師を志す人々の大体的境遇というものを、まあ局長あたりも、また提案者自体もよくごらんになりますればわかりますように、これはお金持の娘や中流以上の家庭の人たちがこれを職業とするものではございせん。上級学校、高等学校へやれないというふうな、それ以下の家庭が、家計の中から無理算段をいたしまして、この美容師の養成施設を、一年待つのも長いから無資格で卒業をさせまして、そしてさらに一年インターンをやつて、そしてこの知事の試験を受けて一定の資格を得るといふことは、零細な庶民階級の中から出るところの職業人としては、私は非常に負担が大きいと思ふ。現にこの中におります美容師の人が私に対して言うのに、先生、娘を美容師にしたいと思ふのですが、養成施設を出すのに、一年にどれくらいか学費がかかるのですか。これくらいでしようと思ふと、その一年間の学費でも、なか／＼この簡便の立場においては苦しいというふうなことを実際に打明けておりました。できるならば、どこかに女中奉公に入れてもらつて、夜間にでも通わせるようにして、何とか安く上げるようにしたいというふうな心情を述べておる実態もあるのでもござい

ます。こういう立場の人々に対してまして、せつかく厚生省が指定しておりますところの養成所を出た人たちに、さらに一年インターンをして、都道府県知事の試験を行うといふことは、私はせつかくの門を狭くするといふ見解を持つものでございします。これに對しまして、提案者並びに政府はどういふふうにお考えになりますか、御所見をお伺ひいたします。

○高橋等委員 堤さんの御所見には、全面的に賛成でございます。できるだけ門戸を広くいたしまして、そういう方々が自由に美容師なり、理容師の職におつきになることができまことを、われ／＼も念願をいたしております。ただ先ほど来、いろいろと政府からも実情を説明しておつたのであります。何分にも美容師及び理容師として、その業を営むに適當な人を社会に得たいという考えのもとに立ちますと、ただいまの現状では、やむを得ずこうした試験制度をとらざるを得ない段階にまだあるのではないかと考えます。そういう状況を織り込みまして、一応試験制度というものを起案いたしましたようなわけでございます。そのかわりとしたしまして、従来は学校卒業後一年以上実地訓練をいたすのであります。その実地訓練をいたす場所は、厚生大臣が指定した特定の施設でやることになっております。たとえば自分の親がいなかで理容師をやつておりました、その親のもとへ子供が帰つて、その訓練をいたすことができる。むしろその子供が訓練をいたすためには、都会へ一年出て訓練を受けねばならないというような制肘を受けております。しかしこれは、むしろそういう大きな施設で実地訓練をさすよりも、かえつて親元とか、縁故先で自由に訓練をさせることが経済的でもあるし、また技術を上達する機会にもなると思つたので、この点は省令におきまして、実地訓練はどこでやつてもよろしいということに一応改めます。この理容師、美容師になる人々の経済的な便宜の面も考慮しながら、しかもただいま申し上げたような必要

上、一面において試験を施行することにした次第でございます。○山口(正)政府委員 広く門戸を一般の人に開くという点につきましては、御意見の通りでございます。私といたしましては、公衆衛生上、一般の方々の福祉を守るという点で、ある程度の制限は加えなければならぬのではないかと、そういうふうな考へてゐるわけでありまして、

○堤委員 私は提案者の御趣旨並びにただいまの政府の御答弁にございまして、美容師並びに理容師なるものの質について、この商売をやつて行きます人たちが、やはり質において非常に好適な者たる資格を持つておらなければならぬという考へにおきまして、提案者の方々と同じ考へを持つておるのでございまして、もちろん公衆衛生の見地から、これは厳密に監督をし、指導しなければならぬし、また試験も厳密にしなければならぬのでございまして、しかし厚生省令によつて、厚生省が指定するところの養成施設のおくというものが、先ほどから承つてみますれば、衛生を七十七時間以上、消毒を七十七時間以上、公衆衛生百四十時間以上、物象七十七時間以上、生理二十時間以上、理容四百二十時間以上、実習三百五十時間以上、合計一千三百三十時間以上を一年の間に教育して、そして資格を得させるというふうになつておるのであります。これだけの内容について厚生省の方々が十分監督し、指導なさることによつて、百パーセントに学校の施設、養成施設の運営をなさしめれば、私はこういう必要はないと思つてございまして。私が望むところは、せつかくの厚生大臣

の指定養成施設所を卒業させたものならば、こうした都道府県知事の試験を受けなくても、十分資格のあるものとして、堂々と社会に出て行つていいと思う。この人たちが、さらに実地一年の期間でつくり上げるのが、私はほんとうに親切な法律ではないか、かように考へます。暫定的な今の立場において、都道府県知事の試験を受けなければならぬというのならばわかるのであります。これをもし永久に行われるとしたならば、依然として、厚生省の怠慢もあつて、養成施設はよくないでしよう。またここに学び、資格を得んとする人たちが、これらにはばまされて、非常にめんどろなことが多分にありますので、この狭き門のために、ほんとうに理容師なり美容師たり得ることができないのではなからうか。ことに未亡人などが、子供をかかえて、職業を持つて再出せんといひますときに、片方に子供の生活をかかえながら、この理容師の施設所に入つて行つて、一年間を待ちきれないのに、さらにこの試験がある。すればまたやり直さなければならぬ。このような都道府県知事の試験というもの、私は理容師、美容師の資格を無視するものだと思います。質を無視するものではございませぬけれども、しかし十分考へていただかなければならぬ問題ではないかと思ひます。提案者の方々が、暫定的に、どうしてもこういう方法はやむを得ない、今の玉石混淆の養成施設から出たものには、試験はやむを得ないというならば、この段階は暫定的なものとして、ここに但書をつけて、一年なり二年なりのうちに、この都道府県知事の試験を受

けないでもいいようにする。但し片方において、この養成施設を充実するといふ附帯条件をつけて、将来に希望を持たせるような法律に、私は少し修正していただいたかどうかと思ふものであります。

○高橋(等)委員 ごもつともな御説でございまして、養成施設におきまして養成時間を完全にやれば、相当なものだろうと私も考へるのであります。しかし現状は今、堤さんも御承認になりましたような状況になつております。少し言い過ぎになるかも知れませんが、あまり言ひ過ぎになるかも知れませんが、ありまして、いい養成施設を出されたい方は、試験をやつても案々と御合格になることだろうと考へるのであります。また一面、養成所をいたしましても、その養成所を出た人が、たくさん試験を通るか通らないかということは、今後その学校の入学希望者がふえるかふえないかということにも、重大な影響があると思ひますので、勢いこの試験制度というものがあつて、相当学校の施設等を充実させる副作用も考へられるのではないかと考へます。しかしこれは目的ではありません。ただ現在の段階では、先ほど申し上げましたように、私は試験は必要であると思へますが、時期が参りますれば、もちろんこんなことはやらない方がよろしいのであります。しかしその時期を一年に限るか、二年に限るかというように法文の上に盛り、その時間をはつきり区切るといふことは、問題であらうと思ふのであります。そこで将来をうしした必要がなくなつたときは、これを廃止することは、私は賛成でございしますが、現在の法文をかえるということには、考慮を

お願いしたいと思ひます。

○堤委員 提案者の御所見も私はよくわかりますが、まあこの辺は見解の相違だらうと思ひますので、ここではこの条件に對して私の希望をはつきりする程度にいたしまして、これについて触れるのをやめようと思ひます。ただ一言、局長もここにおいでになりますし、厚生委員の先生方もおいでになりますので、現在の養成施設の実態について伺ひます。

私はこの六十一箇所のうち、ほんとうにりつばな養成所であつて、これならば美容師たるに値する資格を持てる生徒を養ひ得る学校だといふものは、全国でも二、三しかないと思ふのであります。たとえば女子医大の付属美容学校であるとか、それから特に個人の名前は避けますが、東京におきましては、代々木にありますが個人の経営の学校などは相当りつばでございます。たとえばその生徒たちに生理衛生を教へ、またいろいろの教養知識をつけますのに、四人の医学博士を実際の授業時間に呼びまして、これを指導させたり、それから医者を二人正式に置いたりいたしまして、各専門的な見地において、この科目をまじめにやつておるやうでございまして。しかしある学校になりますと、これはまた特定の個人の学校の名前をあげるのにはやめたいと思ひますけれども、ひどいものになりますと、届出だけは厚生省の方へ規格に合うような届出をしておる、しかし学校の実際の内容なり運営を見てみると、何もかもこの千三百三十時間を一人の先生でやつておるというやうな、ひどい養成施設もあるものであります。こういうことを厚生省が一体どの辺まで目

どかおりまして、ちやんと都民なり
府民なり、県民なりの意見を代表する
ところの代弁者があるのでございます
から、その府県会におられるところの
選良の中の専門の方々とこの組合とが
手を握りますれば、十分に、民主的な
調査であるとか、審議だとか、重要事
項を決定する上において運営はできる
のであります。こうして特別の審議
会というものを、設ける必要はないと
私は思います。もう一度お考え直しを
願いたいと思つしやうが、どうしても
案者が譲れないとおつしやれば、これ
はいたし方ないのであります。

○高橋等委員 少し審議会の構成に
対してお考え違いがあるのじやないか
かと思うのです。御承知かと思うので
ありますが、審議会は業者のみで審議
会を構成するのではありません。業者
及び学識経験者並びに監督官庁とい
う人々を総合いたしまして、ここに
第三者の意見も交えて、公正なる結
末に導くような構成に相なると考へ
ております。従いまして、連合会自
体と果の厚生委員といひますか、民
生委員といふようなものとの話し合
いだけのものにすることは、もちろ
んではありませんが、それよりもう
少ししつかりした審議会を持つこと
が必要ではないか、こういうふうに考
へております。

○堤委員 もちろん私も、審議会を構
成なさる場合に、そのメンバーにつ
いては、いつの審議会もそうでござ
いますから、私は存じておりますが、
しかし美容師、理容師のために、そ
うした審議会を置かれるということは、
何だか私はなお事を複雑にする感を受
けるのであります。でありますから、電

に審議会のごきげんをとつて、そして審議会の顔色を見なければ、美容師会も美容師会も、また個人の美容師も美容師も、事がなせないうというふうな欠陥を生んで来るのではないかと懸念を持っておりますが、その点いかがでありますか。

○高橋(等)委員 審議会の審議の内容は、個々の権利義務を規定するようなことを審議いたすのではない。たとえば自動車営業許可に關しまして、道路運送審議会ですか、そういうものが一々これを審査して、許可を与えております。そんなものじやありません。

○金子委員 美容師及び美容師の個人を縛りますものは、この法律及び省令あるのみでありまして、審議会によつて、個人のいろ／＼なものを縛るということ、現在の民主国家としてはやれないことでは、まず起る機会がないのではないかと、こういうふうに考えております。

○堀委員 あらゆる審議会がそうであるように、私は審議会というものを置かれまして、実際にその価値のあるものではないと思ひます。ことにこの美容師会、美容師会の場合にそう考へるのであります。この審議会に対するところの私たちの見解と、提案者の見解が少し違ふかもしれせんから、この場合におきましては、いくらか議論いたしましていかかと思ひますが、私はあくまでもこの審議会というものをこの法律の中の改正に加える必要はない。この審議会というものは全然抹殺していただきたいという希望を申し上げるだけいたします。ここで審議会に關してのいろ／＼な議論を闘わしておきましては、時間がかかり

ますから、この辺でやめまします。また落しておる質問がありましたら、他の方の落しましたあとで質問をいたしますから、それだけの御猶予を願つておきます。

○松永委員長 次は金子委員。

○金子委員 だいたい提案委員からたいへんいろ／＼な面にわたりました質問がありましたので、それと重複しないように、簡単に要點だけを御質問申し上げます。

この美容師法の改正について、この美容師というものを、法律で監督ある衛生という立場からのみ、比較的多くの関連性が持たれるということによつて、この法律が生れ、また改正されるのだと思つておるのでありますが、公衆衛生という純然たる立場のほかに、この美容師法というものを改正する何かほかに目的があるかどうか、それを御伺ひたい。

○高橋(等)委員 美容及び美容につきまして、「一番われ／＼が留意をいたさなければならぬのは、もちろん公衆衛生の見地でございます。しかしこの法律をつくりまします上におきまして、公衆衛生上の見地のみ取入れておるかといへば、そうでない面も、実はあるのであります。たとへて言へば、これは一箇所しかないかと思ひますが、いわゆる試験制度という問題に關連して、お互ひ考へてみなければならぬ問題があります。この試験制度は、いわゆる公衆衛生的な見地を十分に加味して行なはねばならぬと思ひますが、しかしまた人生というものを考へてみ

ますと、いわゆる形です、髪、髪のかあるいは着物の形とかいうようなものは、これは説明のできない、何かそこに非常にわれ／＼の生活に影響を持つものがあると思ひ考へております。そこでそういうような見地からいたしまして、やはりある程度の技術というものを持った人を送り出す必要があるのではないか、こういうような考へ方が、この試験という問題には含まれておる。しかし大体におきまして、公衆衛生的な見地を主とした改正であることは申すまでもありません。

○金子委員 だいたいの話は非常に重要な問題であります。なるほど私も生活全体の問題から考へて、そうありたいという希望、社会に対する希望という点から行きますと、公衆衛生という立場から、生理的に指導、監督する制度が必要でありますけれども、しかしながら美容というふうな、人やその他のすべての社会現象の容姿というものの対して、一つの規定を法律をもつてつくるといふことになりま

す、これはゆゆしき問題になるのであります。たとえば町に洋服しておる人間がおりますが、私どものしろうとが見ても、実に下手なデザインだといふことがよくわかるのであります。これはだれの責任かといふと、これは洋服屋、仕立屋の責任であります。ないしは洋服学校の人たちの責任であります。しかしながらそこまで問題を広く、立法の趣旨のたゞ一端にいたし

まして、置くといふようになれば、これはこの立法の開口をすつと広げて行かなければ、この目的は達し得られない。従つて私は、その点は希望したいけれども、この法の精神というものは、あくまでも公衆衛生といふことの

ためにこの法律は使ふのだ。容姿が悪いかいとかいふことになりまうと、おもしろいつけ方だとか、あるいはパーマメントの形というだけではない。服装の容姿に対してまで行くことになる。洋服屋でも、あるいは現在洋服学校を開いておる人たちでも、一つのデザインに対する感覚の美に悪いのがおりました、貴重なきれを、非常にちんばなり方をやつておるの、私どもしろうとが見てさへも醜いのであります。しかしながら広範囲に法律となりますと、少くとも私の考へとしては、これに対してはそういう考へ方を持つておりませんが、厚生省は、はたしてそういう考へ方で、この法律を適用しておるか、当局にひとつ伺ひたい。

○山口(正)政府委員 この美容師法は、だいたいは金子委員の御指摘のよう、公衆衛生の立場から美容師を取締つて行く法律でございます。もちろん公衆衛生と申しましても、その内容によりまして直接あるいは間接的の面もございまして。私もさういふことで、公衆衛生の立場からこの法を運用して行きたい。そういうふうな考へておられます。先ほど御指摘の試験の点につきましても、試験科目などは、先ほど教科内容でも申し上げましたよう、そして公衆衛生に關係のある内容について試験を実施して行きたい。そういうふうな考へております。

○金子委員 私はただいま厚生省の当局が説明したようでなければならぬと思ひます。この法を、私どもが希望的に望む社会を美化したいといふことにま

で考へたら、とんでもない間違ひだ。たとえば設備におきましても、あくまでも公衆衛生の立場から、衛生上、伝染病を伝播させる心配もない、あるいはその他公衆衛生上弊害がないという、きわめて狭い見解でこの法を適用すべきであつて、この家には鏡があるけれども、その鏡が小さ過ぎて、どうも品が悪いからいかにぬとか、あるいはこの男はバリカンの持ち方がへただからいかにぬといふことに重点をおいたならば、この法律というものは意義がなくなる。こういうふうな考へて、それを前提として私は二、三質問申し上げたいと思ひます。

そこで、この試験をするという第二條の問題でありますが、先ほど堀委員と提案者あるいは政府当局との応答を聞いておきますと、現段階におきましますところの一箇年の養成所の機能が不十分であるから、そこでやむを得ず試験制度を持たなければならぬといふお話であつた私は承つておるのであります。そういう場合に、その試験制度、試験のやり方というものが、や

やもすると狭いものになつたり、広いものになつたりして、そこである程度まで調節作用が行われる心配があるかないかといふことに対して、これは私に於いて質問申し上げませんが、心配があります。断言いたします。その心配があるといふことは、試験というものは、問題の出方によつて弾力があるといふことを、私は皆様の答弁を聞くまでもなく、断言したいと思ひます。その仮定の上に立つて行きましたときに、かりにそういうことをなくする

ためには、ほかに例をとりましますと、私どもが今日こうして相当の年限

社会人として立つておりますと、またそうたくさんたないで、学校を卒業した一年、二年でありまして、学校で頭が悪いながらも十分真剣に勉強いたしましたので、試験をパスいたしました。幾何、代数の答案を今日出されても、私どもは解答できないのであります。中等学校を卒業して、一年おかず、半年たつた卒業生に、その卒業試験の科目を再び出したといひますと、おそらくパスする人はまれだと思つたのであります。それはおそく社会人の常識だと思つたのであります。それを考えましても、試験制度といふものが、かつて習得したからそれが必ず覚えておられるといふものでないといふ点から行きますと、私は学校の施設が悪いから、内容が悪いから、希望する最低の線までの実力までもつけ得られなかつた。こういうのならば、少くともそういうふうな学科、いわゆる記憶力から来る課程につきましては、私は一番親切なあり方としては、一つの例として言へば、かりに試験として、施設が悪いといふことを前提として考えるならば、一箇年の養成所を卒業いたしましたときに、国家試験、記憶力試験といふものはさるべきだ。これが一番親切ないたし方ではないか。一つの課程を修めたときに、その学校なり養成所の試験といふものが信用できないとするならば、少くとも記憶力を対象にする試験といふものに限つては、そのときにすることが、一番その試験における弾力性、融通性をなからしめて、しかも実際的にその実力を習得したかどうかといふことを試験する一番適当な時期だ。私はそう考へております。それに対してどういふふうにお考へになりますか。

○高橋(等)委員 結局、記憶だけで試験をして、試験を通つたらすぐ忘れてしまつてもいいといふような内容のもの、もちろんあるであらう。しかし美容師あるいは理容師が、少くとも常識としては持たなければならぬ公衆衛生上の知識といふものは、必ずこれは必要であると思つたのです。そこで今のように学校を卒業してすぐやる。これもいいでしょうが、なお公衆衛生的に受けましたところの教育を、実地において一箇年実行した後に、技能と學術、學術といふものが、両方を合せて、一年後において試験をする。こういう建前でございますので、私は金子さんのおつしやるのも一つの方法ではあると思つたが、なお学校卒業後、自分で勉強を怠らざるやうで、一年後に試験を受けさせてさしつかえない、それがよろしいと主張したものであります。さしつかえないものであらうと考へております。

○金子委員 ただいまの御説明と私の意見が違ひますけれども、討論でございませぬから、その問題は流しにして、私は繰返して申し上げますが、記憶力といふものは時間がたてば忘れるものだ。従つて記憶力に関する問題で、一箇年のインターンの後にこれをするといふことは、さういふことをしなすた、試験といふものが門を広く狭くする弾力を持つところに不健全性が起ります。さういふことを考へたときに、その問題は習得した後に、習得されたかどうかといふことをためすのでありますから、それで私は十分足りる。さう考へております。それから技術その他のことにつきましては、私は

公衆衛生の立場から来るこの法律である限り、技術はお客さんが批判するべきであつて、技術の点に対してはあまりやかましく言うべきではない。それからもう一つつけ加えて申し上げますが、それならば現在十年、二十年開業しておる人たちが、この試験と同じものをいつでも保持できているか、これにも多分に疑問が出て来ると思つたのであります。それでも実地問題といひまして、この試験の課題といふものが、五十、六十になつて、床屋さんをやつておる人たちが、美容師をやつておる人たちが、いつでもパスできるといふ断言ができるなら、私の言葉をかえりてよろしくございませぬ。

それから次に、先ほど問題になりました第十四条の審議会の問題であります。審議会は審議に出しますところの具体的な問題を、一つの例をもつて御説明願ひたいと思ひます。最も重要なものから……

○山口(正)政府委員 例をもつて申し上げますと、たとえば消毒に使います器械、消毒に使います薬剤等につきまして、業者の方だけ、あるいは学者の方だけでは、十分な御意見を聞くことができませんので、さういふ点につきまして、よく経験をお持ちの方からいろいろ御意見を伺ひ、あるいは設備の基準といふようなものにつきましては、御意見を伺ひたい、さういふ点であります。

○金子委員 これは異な話であります。消毒器械はどういう消毒器械を使つたらいかが、消毒薬はどういうものを使つたらいかが、設備基準をどういふふうにするかといふようなことはお

かしい。そうすると、審議会の委員の構成といふものが、理容業者、学識経験者ないしは一般人だとすると、一体それだけの者を入れると、どうしてそれがわかるかといふことになりませぬか。

○山口(正)政府委員 新しい消毒薬品などにつきまして、たとえば理髪に用います器具の消毒といふふうなことにつきまして、どういふものが一番いいだろうといふふうなことの意見を聞くといふときに、實際その業に當つておられる方々、あるいはさういふ消毒等について知識を持つておられるような方々の御意見を伺ふといふことがいいのじやないか、さういふふうには思ひます。

○金子委員 それが第一番目の問題であつて、その次に重要な問題が設備の基準といふことであつたなら、全然審議を置く必要はない。こんなことぐらゐのために、常置した審議会を置くなんといふ、そんなべらばうなことは、常識として考へられませぬ。

○高橋(等)委員 ただいま政府から説明したようなものも想定いたしましたのであります。たゞ、これはまあほんの一例ですが、理髪料金をどういふようにきめればいいのか、はたしてその地方の事情に合うのはどの程度のものか、たとえば協定料金をきめてみよふじやないかといふような問題をやる場合に、やはり果なら果といふようなものを一応の単位として、それに段階をつけた料金をきめるのだが、それが業者だけの団体でなしに、果てはそれを何とか指導しようと思つてもうまく行かないので、業者の団体の代表者、あるいは一般の公平な判断を下せる人に加えてやることは、い

ろんな問題について私は考へ得ると思ふのです。さういふような点を一つの諸問事項の内容にしたいと思ふ。

○金子委員 これは政府に伺ひますが、国家の法律以外で、業者の一つのトラストで価格協定といふものをやることは、今よろしいのでございませぬか。

○山口(正)政府委員 現在の法律におきましてはできないと思ひます。

○金子委員 現在の法律においてできないと私は承知しておるのであります。従つて今提案者から言われたことは、一つの参考として時に聞くことはさしつかえないと思ひますが、今の理髪料金といふものが、高いか安いかわつたことを、一般の消費生活の立場から、理髪料金のウエイト、あるいは美容のウエイトといふものが、どのくらいが適当かといふようなこと、一面には業者自体の経営の面、生活の面から、このくらいにすべきだといふことを研究されることはいいと思ひますが、かつてのようないつのトラストで行くといふことは、私はほかの商売に禁じている以上、床屋さんだけにやらせるというわけにはいかぬと思ふ。それからもう一つ申し上げますが、その程度のことならば、これまた私は、それこそ一般の県民代表である方々、業界から出た——しかもこれは設立をし、届出をすべく義務づけられた組合でありまして、単なる任意組合ではないのであります。届出をするといふことは、何らかの必要があるからこゝ届出をするのであります。その届出団体、さういふ問題に対して相談するから出て来いといふ形で、問題ができたときに相談をするといふことによつて十分足りると考へておるのであります。

○高橋(等)委員 もちろんそういうような料金協定なんかをやつて、それで縛ることができないことは、私は承知して申し上げております。結局、業者の組合自体がお互いに申し合せて、大体この地方はこの料金がいいじゃないかと思ふところを申し合すことは、これは今でもできるはずだと思ふ。これができるという法律はどこにもない。それをやる場合に、一体どの程度が妥当であるかという一応の標準をきめるといふ意味合いで、こういう審議会というようなものがあつてもよろしいのじゃないか。あるいはまた、政府が公衆衛生的にこういう施設をやらしてみたいと思ふが、はたしてそれが理容師側ではどうであらう、あるいは第三者の方からは、一体これを利用する公衆の方はどういふふうに考へるであらうかという、いわゆる利用者と業者との間の意見を調整して、それを実行さすような必要のものも起つて来るであらう、いへば、なにかが考へられるわけなんです。そこで先ほど申しましたように、審議会は一応置いておいても、かえつて業者団体としては、この団体がいろいろ主張をして、それを具体的に果の方の施策に反映をさすためには、むしろこういうものがある方が、業者団体の保護になるのではないかと、いふような見地から、これを提案したようなわけでありまして。

なお先ほどの議論にもどりますが、第二条のいわゆる試験の問題についてちよつと申し上げておかぬといかぬと思ひますのは、今度できまする法律は、結局骨は条文の改正で、どこをどう改めるといふ書いてないのですが、今までの理容師法第二条によりますと、ずつと規定がありまして、厚生大臣の指定した養成施設において一年以上、たとえば理容師に必要な知識及び技能を修得した後云々と、この法律はうたつております。やはりそういう意味で、技能という問題もある程度法律的には考へて行かなければならないのではないかと、いふことを、こゝであらためて申し上げておきたいと思ひます。

○金子委員 つけ加えての説明がありましたが、私の考へ方では、その技能というものは、あくまで公衆衛生的立場に立脚した技能でなければならぬと思ふのであります。たとへばこの男はかみそりの使い方を知らないで、ときどき人の顔を切つてしまふというふうな技能なんでありまして、形が美しいとか美しくないとかいうことが、この法律の対象の技能ではないと私は信じております。もしそうでなかつたら、ゆゆしき問題であります。要するに、われわれがこゝろりたいと希望する望む事項に対して、各種の法律をもつてこれを制定するといふことになつたら、それは重大問題だと思ひます。

それからもう一つは、先ほどの問題にもどりますが、十四条の審議会の問題は、どう御説明になりましたか、今の御説明によつて常置した審議会というものをつくつておく必要があるといふことは、遺憾ながら私は納得できないのであります。ことにこの際申し上げておきたいことは、審議会というものがいろいろな機関に最近非常に多くなつておまして、またこの審議機関といふものは、ときには重要な機関であります。ことにその当事者が責任をのされるのなんかに最も重要な道具であります。しかしながらこの審議会というものが、私ども国家の政治をやる上におきましても、各省において委員会、審議会という制度がありまして、これは一つの考へ方でありまして、が、ややとすると国民の代表としてゐるわれわれの考へ方よりも、その審議会はエキスパートの集まりであるがゆえに、その方が正しいんだ、むしろそれがいいのだ、ないしは審議会できめたのだからこうあるべきだ、こゝういふふうな要求を現実にするのであります。こゝういつた審議会でも、必ずこゝういふふうなもの言ひ方をして現われて来ることは事実であります。たとへば今こゝで問題になつております医療分業等の問題におきましても、その通りであります。審議会というもののあり方を私が見ますといふと、この審議会もそれにならう可能性が多分ありますから、あえて私は申し上げます。こゝういふふうな審議会というものは、とかく官吏の人たちが指名的に選ばれる。従つて一応国民代表の形をとるけれども、實質的には国民感覚のない人たちが集まる可能性が非常にあるのであります。現に本委員会に關係してあります一番大きな重大問題でありますところの社会保障制度審議会のごときは、立法化された審議会であり、しかも国の憲法による一つの画期的な法案をきめるところの審議会であるけれども、私どもから見るならば、その委員会のメンバーの人たちは、みなその専門々々の立場においてはエキスパートだ。しかしながら社会全体の感覚の上にはたしてエキスパートが集まつておるかといふことになると、少くともあの中に社会といふものに対する、

社会を背負つた感覚の上に、全体的な感覚の上に体験を持つエキスパートが、たとい一人くらいいてもいいのではないかと、いふことを考へるのであります。これは一つ、遺憾ながらその点におきましては……ここの青柳委員も委員でありますけれども、もちろん専門家はおいでになりまするが、こゝういふことを考へるときに、審議会のあり方が非常に危険性を持つて参りますので、私はあえてかく申し上げるのであります。なおこまかい点については、ほかの委員に一通りお願いしましてからあとで……

○山口(正)政府委員 今までは理容師と美容師でございまして、今提案されております法律案におきましては理容師と美容師となつております。この両者は、技術の面から見ますと相当差のある業態であるといふふうには考へられますが、公衆衛生の立場から見ますと、大体同じように取扱つていいのではないかと、そういうふうに考へております。

○山口(正)政府委員 大衆に及ぼす影響というふうな観点に立ちました場合、どういふふうな御見解でございませうか。質問の仕方がまずかつたと思ひますが、理容師の仕事が大衆に及ぼす……

○山口(正)政府委員 御質問の点は、公衆衛生という立場からは少し別の観点ではないかと存じますが、一般大衆に對しまして美容師、それから今までの理容師、この改正案におきます理容師といふものの考へは相當違つて存じます。

○山口(正)政府委員 お答えがよくわからないのでございまして。要しますところ、大衆が必要としておる度合い、何と申しますか、非常に言葉の表現がむづかしいのでありますが、理容師と大衆との結びつきにおいて、大衆の必要を感じておる度合いと、大衆がまた美容に關して必要を感じておる度合いとは、大体似たようなものとお考へになつておられるかどうか、あるいは現在非常に差があると考へになつておられるかといふような点であります。

○山口(正)政府委員 私は大体同じと考へております。

○山口(正)政府委員 と申しますと、大衆の生活においては理容も美容も同じウエイトであるといふように判断してよろしゅうございませうか。

○山口(正)政府委員 大衆と申しましたも、この理容の対象となる大衆と、美容の対象となる大衆は、おのづからある程度差があるのではないかと、そういうふうな存じておりますが、その差のある対象と理容あるいは美容といふ点においては、同じであるといふふうな考へております。

○山口(正)政府委員 ただいまの御答弁に

午後五時二十分散會

昭和二十六年六月八日印刷

昭和二十六年六月九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所